

中 期 方 針

2018 年 3 月 26 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)

目 次

1. 中期方針策定の背景と目的

2. これまでの NITE の取組に対する評価と課題

- (1) 法令等の執行支援に関する業務
- (2) 企業・業界団体のイノベーション促進に関する業務
- (3) 国民に対する情報発信に関する業務
- (4) 国際関連の業務

3. 2021 年に向けた業務を巡る環境変化の見通し

- (1) IoT、AI 等の情報通信技術の発展とその社会実装の進展
- (2) 技術の融合化・システム化の進展
- (3) 経済産業省の施策動向と NITE の関わり
- (4) 独立行政法人改革

4. NITE 全体としての 2021 年に向けた中期方針

5. 製品安全分野

- (1) これまでの製品安全分野の取組と課題
- (2) 製品安全分野の長期ビジョン 2030
- (3) 2021 年に向けた製品安全分野の中期方針

6. 化学物質管理分野

- (1) これまでの化学物質管理分野の取組と課題
- (2) 化学物質管理分野の長期ビジョン 2030
- (3) 2021 年に向けた化学物質管理分野の中期方針

7. バイオテクノロジー分野

- (1) これまでのバイオテクノロジー分野の取組と課題
- (2) バイオテクノロジー分野の長期ビジョン 2030
- (3) 2021 年に向けたバイオテクノロジー分野の中期方針

8. 適合性認定分野

- (1) これまでの適合性認定分野の取組と課題
- (2) 適合性認定分野の長期ビジョン 2030
- (3) 2021 年に向けた適合性認定分野の中期方針

9. 国際評価技術分野

- (1) これまでの国際評価技術分野の取組と課題
- (2) 2021 年に向けた国際評価技術分野の中期方針

10. 支所における業務

- (1) これまでの支所の取組と課題
- (2) 2021 年に向けた支所の中期方針

11. マネジメント（NITE の組織運営）

- (1) これまでのマネジメントの取組と課題
- (2) 2021 年に向けたマネジメント分野の中期方針

12. おわりに

1. 中期方針策定の背景と目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」という。）は、2001年度の独立行政法人化以降、2014年度まで中期目標設定型法人として業務を実施してまいりましたが、2015年度に単年度の目標設定による行政執行法人に移行いたしました。

行政執行法人となっても、事業方針の決定や業務実施にあたり、近視眼的・受動的に毎年度同じ業務を行い続けることなく、NITEが社会に必要とされる存在で在り続けるためには、国民の理解が得られるよう、常に中長期的な方向性を持ちつつ、戦略的に業務を行う必要があります。

他方、国際市場や技術動向に目を向けますと、IoT・AI技術の進化など、国内のみならず、国際社会・経済・技術が刻一刻と変化しており、こうした変化も適切に捉えて対応していかなければ、NITEは国民から真に必要と思われる技術集団とはなり得ません。

さらに、現場を知る行政執行法人として、経済産業省に対して、積極的に日本の将来の発展に資する取組を提案していくとともに、地域に根ざした拠点も活かしつつ、NITEに蓄積された技術や知見等の情報を、イノベーション促進や国民の安全・安心の確保のために積極的に活用していくことも求められております。

このような状況から、行政執行法人への移行を想定して、2015年1月に、長期的なNITEの方向性として、「NITE長期ビジョン2030」（製品の安全、信頼、並びに環境・エネルギーについて、技術上の価値に関する情報を創出し、伝統産業・文化の観点を含めた評価基準を開発するとともに、国際展開を進め、豊かで誇りの持てる社会の形成に貢献する。）を定め、これを将来的なNITEの取組の拠り所といたしました。

しかしながら、社会・経済・技術等の情勢が刻一刻変化する状況の中、2017年度の経済産業省の「経営に関する有識者」による「NITEは単年度単位の活動ではなく、中期的な戦略でビジョンを持つべき」との指摘に基づき、NITEでは、NITE長期ビジョン2030に至る過程として、4年後の2021年のあるべき姿に向けた方向性について技術戦略室及び経営企画課を中心に検討を行ってまいりました。その結果として、経済産業省が設定する重要度・優先度・難易度の高い基幹となる事業の目標（基幹目標）・アウトカム指標との整合的關係を踏まえた形で、「NITE中期方針（以下、「中期方針」という。）として策定いたしました。

さらに、社会情勢は常に変化しており、これに伴い、国民や産業界から行政に求められるニーズも多様化する中、NITEとしても、行政ニーズ等に適切に応えるために、常に進化・発展し続ける必要があると考えております。

このため、今般、中期方針を公開し、NITEの役割と進むべき方向性等について、広く世の中に知っていただくことによって、様々な事業活動や国民生活等を通じたご疑問、ご意見、ご指摘などを皆様からいただきながら、本中期方針に基づくNITEの取組を有効性の高

いものとした上で、行政機関と各種事業者等との連携・協力関係を強化し、安全・安心な国民生活の実現と我が国の健全で持続性のある産業発展に一層貢献していきたいと考えております。

今後、NITE では、本中期方針に基づき、経済産業省から設定される年度目標・基幹目標との整合的関係を踏まえた上で事業計画を策定し、業務を実施してまいります。

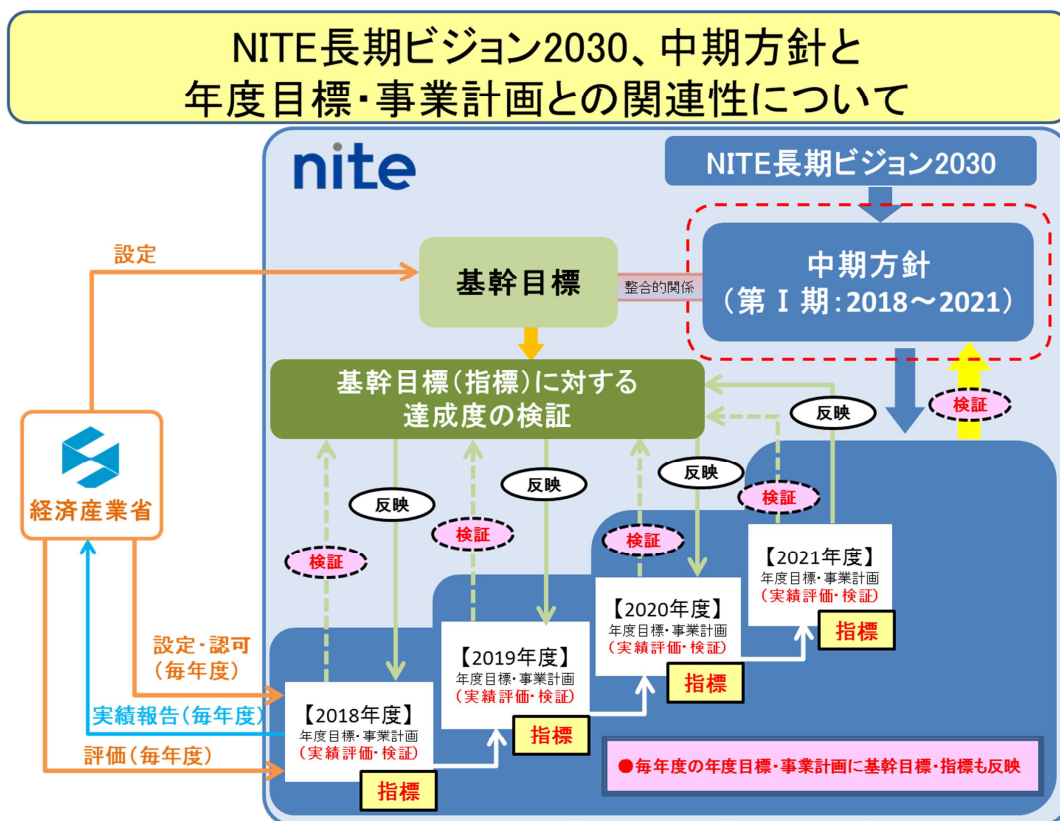


図 1. NITE 長期ビジョン 2030、中期方針と年度目標・事業計画との関連性について

2. これまでのNITEの取組に対する評価と課題

NITE は、2001 年の独立行政法人化後、中期目標設定型法人として取り組む中で、組織名にもあるように評価技術基盤を確立することを目標として、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定の各分野で取組を進めてまいりました。

さらに、2015 年度には、先進的な技術や知見等の産業化を支援するために、新たに国際評価技術本部を設置いたしました。

このように、広範囲な分野において行政を技術的に支援する性格を持つ法人は、世界的にもユニークな存在であり、これまでの NITE 全般の業務についての評価と課題は以下のとおりであると考えております。

(1) 法令等の執行支援に関する業務

NITE は経済産業省からの要請に基づき、これまで製品安全4法¹、化審法²、化管法³、化兵法⁴、カルタヘナ法⁵、計量法や工業標準化法等の各法について、事業者からの申請に対する技術評価や技術的な問合せへの対応等、主に技術面で法執行の支援を行ってまいりました。

また、2016年度からは、新たに電力安全の技術支援機関となるべく検討や準備を進めております。

さらに、化審法等においては、単に経済産業省からの要請に基づく法執行支援業務の実施に留まらず、業務を実施する中で蓄積された技術や知見等の情報を基に、法制度の見直しにも技術的な面から積極的に提案を行い、一部は既に制度として実現しております。

このように、行政執行法人の根幹業務である法執行支援業務については、NITE はその行政ニーズに十分応えており、国による法執行の円滑化にNITE の技術的支援が重要な役割を果たしております。

今後は、引き続き高い技術力を持って経済産業省からの要請に的確に対応していくとともに、現場での知見を生かし、行政に対する提案力の強化をさらに図ることが求められるものと考えております。

(2) 企業・業界団体のイノベーション促進に関する業務

NITE が法執行支援業務等で蓄積した技術や知見等の情報を最大限に社会・経済に還元していくために、2015年度の事業計画から、産業活動におけるイノベーションへの貢献に積極的に取り組むことを明確化いたしました。

なお、ここで言う「イノベーション」とは、個別企業における製品・サービスに対して、それまでには無かった新たな技術的進歩や意識改革が実現することであり、その中には、より技術的に安全な製品が実現することも含んでおります。

それ以前の事業計画においても、各種データベースの提供や地域の微生物資源の活用等、実質的に個別企業や業界団体のイノベーション促進に資する取組を、NITE の知的基盤整備業務としての位置付けで行ってまいりました。

¹ 「製品安全4法」：「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称。

² 「化審法」：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の略称。

³ 「化管法」：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称。

⁴ 「化兵法」：「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」の略称。

⁵ 「カルタヘナ法」：「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の別称。

また、ASNITE⁶も政策・社会ニーズに基づき実質的にイノベーションを促進する取組となっております。これらの取組の結果、バイオ分野における地域ブランド製品の創出支援や鉄道信号システム認証に関する認定制度の構築等で実際にイノベーションの促進に貢献している例もあります。

他方で、国際評価技術分野では、日本再興戦略（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び標準化官民戦略（平成 26 年 5 月 15 日策定）に掲げられた日本製品の輸出促進や国際競争力強化を目的として、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価サービスを実施していくミッションを掲げ、大型蓄電池システム試験・評価施設（NLAB）を整備しております。NLAB 設立当初から企業に試験設備の利用等を積極的に働きかけ、企業の意見を試験サービスの内容や進め方に積極的に取り入れるなどの改善を行い、企業が進めるイノベーションの支援に貢献しております。その結果として、企業など多くの顧客から試験依頼を受け、実用化の事例も生まれていることから、個別企業や業界団体のイノベーションを促進する面でのモデル的な取組となっております。

(3) 国民に対する情報発信に関する業務

製品安全分野では、製品事故原因究明の知見を活かし、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、毎月プレス発表を実施しております。これは、テレビ・新聞等で大きく報道され、国民の安全・安心に具体的に役立っていると考えております。

また、2017 年 2 月からは YouTube チャンネルを、同年 11 月からは Twitter も開設するなど、これまでに情報が行き届いていなかった国民に対する新たな広報活動を進めることにより、国民の安全・安心や NITE の知名度のさらなる向上を目指してまいります。

製品事故の再現動画の提供や、分かりやすい使用上の注意の呼びかけなど、コンテンツのレベルも年々向上している中で、NITE の知名度の向上は、これら情報に高い信頼度をもたせ、より多くの活用が促進されることより、さらなる国民の安全・安心の向上につながることを期待されます。

他方で、製品安全分野以外は、元来、事業者を対象とした業務が多いことから、国民に対する情報発信は多いとは言えず、NITE という名称の知名度は上がっているものの、NITE 全体として何をしている組織なのかという点について明確化できるようなさらなるブランド作りが必要と考えております。

⁶ 「ASNITE（アズナイト）」：製品評価技術基盤機構認定センター（IAJapan）が開発し、運営する認定プログラム。国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的ニーズを踏まえた、他の認定プログラム（MLAP、JCSS、JNLA）では対応できない分野が主な認定対象。

(4) 国際関連の業務

NITE における法令執行支援業務の対象は国内ですが、条約に基づく執行支援業務、法律における技術基準の国際統合化に加え、国際標準に基づく業務も実施しているため、関係する国際機関や関係機関との連携は相当程度進んでいると考えております。

また、さらなる、ビジネスのグローバル化に伴って、法執行等における国際整合性は必要不可欠であり、NITE はこうした活動を強化することが重要であります。その際、国益を増加させるように自主性・主体性を持って取り組み、国際統合化について主導権を持つとともに、その成果を積極的に経済産業省に働きかけて実現していく姿勢が重要であると考えております。

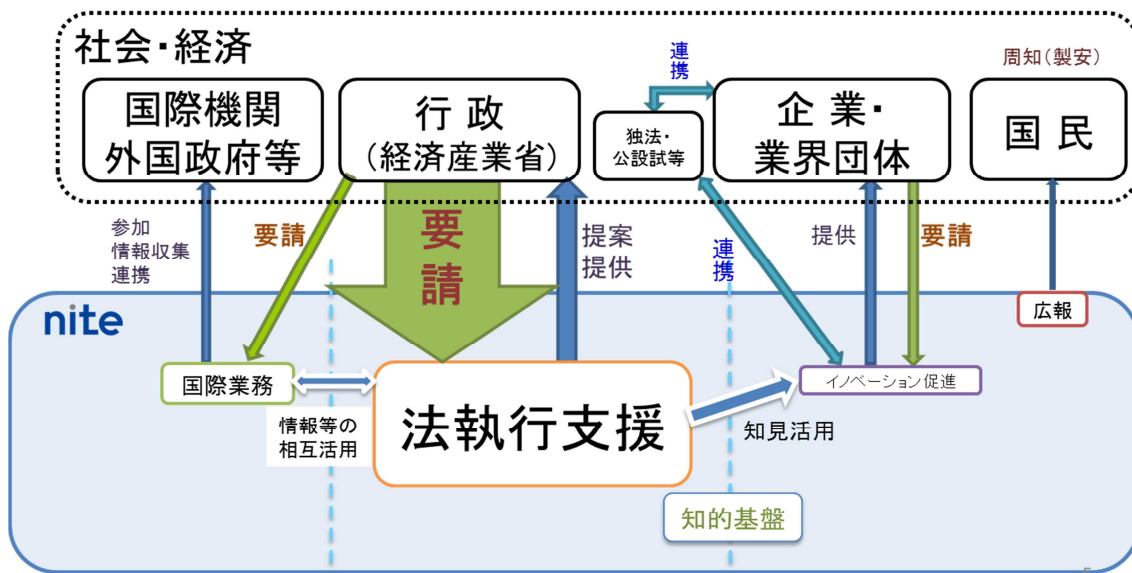


図 2. これまでの NITE

3. 2021 年に向けた NITE の業務を巡る環境変化の見通し

2021 年に向けた NITE の中期方針を検討するに際しては、それまでの間に技術や社会の状況変化について見通すことが必要不可欠です。NITE に関連する部分では、以下のような変化が起こるものと考えております。

(1) IoT、AI 等の情報通信技術の発展とその社会実装の進展

今後、半導体やセンサ技術の発展や低価格化が引き続き大きく進展するものと予想されます。これらの技術発展は、具体的に以下の事項に直接的に影響すると考えられます。

なお、NITE が主体的に関わっている安全等の評価技術も、こうした技術の進展の影響は受けておりますが、企業側から見ると直接的に利益につながりにくい内容もあることから、そうした分野については NITE 側から積極的に活用を個別企業や業界団体側に促していき、イノベーションを促進することも重要です。

①さらに多くの製品から必要な情報をネットワーク経由で取得可能（IoT の進展）

幅広い製品にセンサ等のデバイスやネットワーク接続機能が安価に搭載されることにより、ネットワーク経由で各種データが容易に取得できるようになるとともに、多様な制御も可能となります（IoT）。

したがって、これまで、こうしたデバイスの活用を意識していなかった製品についても、必要な情報をリアルタイムに取得して、制御していくことが飛躍的に広まると考えております。

②測定、分析の高精度化の進展

より高感度・高精度なセンサ技術の発展により、IT 技術と相まってこれまでは測定が困難であったものについても計測、分析できる範囲が拡大することが予想されます。

また、従来よりも微小な単位が取り扱えるようになるため、従来の技術的アプローチにこだわらない手法の導入が可能となる範囲が広がるものと考えております。

③膨大なデータを短時間で処理し、シミュレーションを含め有用な情報の容易な取得（ビッグデータ、AI）

AI を活用した情報解析技術の進展により、大量の情報処理をより安価に、より高速に行えるようになるため、膨大なデータを処理してシミュレーションにより有用な結果を得ることができるようになります。

これにより、従来は、実験的手法により得られていたものが、データ処理によりバー

チャルに実施できる範囲が飛躍的に増大することが見込まれます。

(2) 技術の融合化・システム化の進展

上述の情報技術の活用も含め、従来の技術分野だけでは十分に対応できず、複数の専門分野の知識を活用して取り組むべきものが増えてきております。

また、従来は単独の製品やデバイスなどが主な対象でしたが、さまざまな分野で、製品やデバイスなどを組み合わせることや、場合によってはサービスも含むシステム化が進展しております。こうした動向は今後さらに進展するものと考えられ、従来の分野の考え方だけではカバーできず、さらに高い視点に立った取組が求められると考えられます。

(3) 経済産業省の施策動向とNITEの関わり

NITE と経済産業省との関係を見ると、各分野においてかつては経済産業省が実施していた業務を、現在では経済産業省からの要請に基づき、同省とNITEが連携して実施しているものや、NITEが主体的に実施するものも増えております。

また、最近では、制度が創設されるときから、NITEでの業務実施が前提として議論されているものも増えております。こうした背景としては、特に政策に係る技術的事項について、経済産業省が長期的に一定の業務水準を維持し、適切な法執行、行政サービスを実施するために、NITEが不可欠な存在となりつつあることが考えられます。

したがって、今後とも、経済産業省において新たなニーズが生じた場合には、NITEがその役割を求められる可能性があります。例えば、電力分野の自由化に伴う電力安全に対するNITEの取組について議論が進められておりますが、今後、同種の政策が生じれば、他の分野にも対応が及んでくることも考えられます。

さらに、法執行においては、その規制等が、社会情勢や産業活動に照らして必要十分な内容となっているか常に検証することが必要です。

このため、NITEに蓄積した技術的知見を活用して、これからは法令等の内容の適正性についての検証もNITEが個別企業や業界団体と連携しつつ進め、必要な見直しを経済産業省に積極的に働きかけて実現していくことが求められます。

(4) 独立行政法人改革

2013年12月24日の閣議決定において、独立行政法人制度の見直しに係る「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が定められました。この決定に先立ち、NITEを含む各独立行政法人の在り方が問われ、NITEの存在意義などを訴えて現在に至っております。

官の肥大化防止・スリム化を図るための独立行政法人制度の見直しにおいては、その基

本的な考え方の一つに、「民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要が無い法人は廃止・民営化を行う。」及び「類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合は、統合する。」とされており、実際にいくつかの独立行政法人において人員等の削減、業務の整理・移管や法人間の統合が実施されたり、中には解散や廃止が求められた独立行政法人もあります。

このように、NITE は常に国から組織等の見直しが行われる立場であり、今後の政策判断によっては「民に委ねられる事務・事業」に当たらないと考えられる場合でも削減・統合・廃止・民営化の可能性があり得るため、NITE 自らが危機感を持って、組織や業務の在り方について見直しを行い続ける必要があります。

4. NITE 全体としての 2021 年に向けた中期方針

2015 年に策定した「NITE 長期ビジョン 2030」では、NITE は、「製品の安全、信頼、並びに環境・エネルギーについて、技術上の価値に関する情報を創出し、伝統産業・文化の観点を含めた評価基準を開発するとともに、国際発展を進め、豊かで誇りの持てる社会の形成に貢献する。」との目標を掲げております。

NITE のこれまでの取組や今後の技術や社会状況等の変化を踏まえ、2021 年に向けた NITE 全体としての中期的方向性については以下の視点が重要と考えております。

まず、NITE の存在意義として、安全・安心な国民生活の実現に貢献するために、引き続き安全等の評価技術の確立を中核的テーマとすることは変わりませんが、この評価技術自体も、IT などの技術の発展に伴い高度化していく必要があることは言うまでもありません。

また、既に業務として実施している、法令の執行業務、国際標準化・適合性評価やプラットフォームづくり等については、経済産業省の要請を受動的に実施していくのみではなく、NITE が安全・安心な国民生活の実現に向けて、主体的に社会・経済の仕組みを作り上げていく業務として位置付けます。中でも法執行支援業務は、経済産業省など政府の法執行に対して技術的に支援しているという位置付けにとどまらず、さらに一歩進めて、NITE 自らが主体的に社会・経済の制度構築として必要なことを踏まえ、それを経済産業省などに働きかけて実現していくという水準まで達することが重要であると考えております。既に化学分野などでは、NITE からの提案が法令の見直しに活用され実績を上げておりますが、これを今後は他の事業分野での活動にも広げ、NITE の普遍的意識とすることが重要であると考えております。

さらに、個別企業や業界団体におけるイノベーションへの貢献については、従来は、知的基盤整備事業や法執行業務等で得た知見の活用と捉えてまいりましたが、今後はさらに位置付けを高め、前述の法令等による社会・経済の制度構築と言わば車の両輪とした業務として考えてまいります。

なお、個別企業や業界団体のイノベーションへの貢献については、様々な事業規模の企業に対しても積極的に行うべきであり、まずは、これら個別企業や業界団体とのネットワーク強化が求められます。

他方で、国際業務は、NITE が前述の社会・経済の制度構築を進めるにあたって、海外の同様の制度設計や運用の仕組みに関する情報を入手するとともに、必要に応じて、海外のそれらの仕組みとの調整を図ることで海外市場への参入支援を進めるなど、健全かつ持続可能性のある産業の発展に資するために行うものと理解しております。

国民に対する情報提供は、これも社会・経済の制度構築を行う上で、国民に知っていただくべきことを提供するために行うものと位置付けるべきであり、さらに、NITE が国民に

とって役立つ組織であることを示すためにもこの情報提供は重要であると考えております。

このように、NITE は、経済産業省が行っている社会・経済の制度構築とイノベーション促進の双方に貢献できる立場であることから、制度構築とイノベーション促進を連動させることでより効果的、効率的に制度構築やイノベーション促進を実現できる組織であると考えております。

以上から、2021 年に向けた NITE の中期方針を、以下に集約いたします。

「安全等の評価技術を活用した社会・経済の制度構築と、企業・業界団体におけるイノベーションの促進のための活動を車の両輪としてバランス良く取り組むことで、安全・安心な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展に貢献する。」

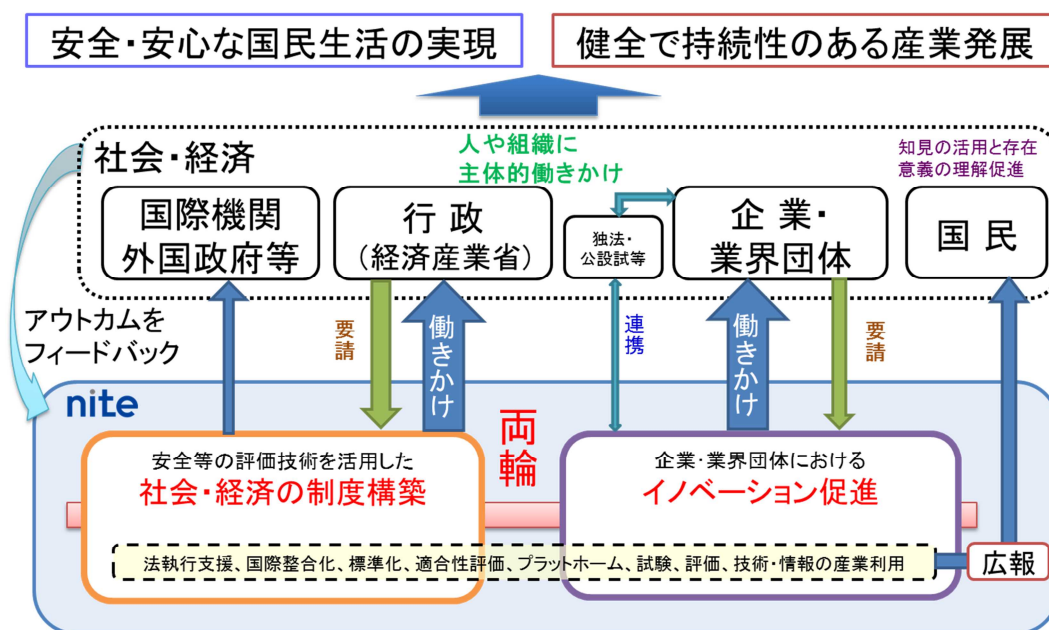


図 3. 2021 年における NITE の絵姿

この中期方針に向けた取組を NITE が一丸となって進めることで、2021 年には図 3 の絵姿の NITE が、行政、国際機関、企業、国民等の全てのステークホルダーとして認知され、支持を獲得できるよう、「NITE」というブランドを構築することが重要であると考えております。

今後、この中期方針に向けて各事業分野における取組が進めることとなりますが、毎年度の事業計画を立案する場合には、この中期方針を踏まえたものにするとともに、今後の技術や社会・経済状況等の変化にも対応して、特に以下の 5 つの事項を踏まえたものになっているかについて点検しつつ進めることが必要と考えております。

(1)NITE として主体性のある取組であるか

経済・社会の制度構築においても、イノベーション促進支援においても、NITE が主体性を持ってその内容や具体的な効果について企画・実施することが求められます。経済産業省から要請があったものについても、その具体的な進め方等についてはNITE が主体性を持って進めることが重要と考えております。

(2)NITE の事業について直接効果を受ける対象者（ステークホルダー）や事業成果の社会・経済への具体的な影響（アウトカム）を意識した取組であるか

各事業について、その成果を具体的に誰がどのように活用することが見込まれるのか、またどのように社会・経済に影響を与えるのかを検証し、明らかにすることが重要と考えております。

(3)技術の融合化・システム化に対応した内外組織との連携体制がとれているか

情報通信技術をはじめ、様々な技術が進展し、融合化・システム化する中で、業務に必要な専門知識を各事業分野の枠組みの中だけで確保することは事実上困難になってまいります。

したがって、分野内の自前主義にこだわらず、必要な専門知識を分野の外部からも積極的に取り入れていくことが重要です。具体的には、NITE 内の他分野が持つ専門知識や技術については分野間での連携で積極的に活用・吸収するとともに、NITE 内で確保できない知見を、外部組織との連携を積極的に推進して取り込んでまいります。その際、地域に存在する外部組織との連携については、支所を通じて積極的に行うことも検討すべきであると考えております。

(4)業務の進捗に合わせて PDCA が行われ、必要な方向への軌道修正が行われているか。その場合、アウトカム等も踏まえて業務のプライオリティ付けがなされ、業務の改善・廃止を行っているか

技術や経済・社会の進展により、一旦手掛けた業務についても、ステークホルダーの反応が得られているか、また、アウトカムへの導出についても常にモニタリングするなどし、成果が期待できない場合には、躊躇なく業務の見直しを行うことが必要であると考えております。

また、NITE の経営資源を最大限に活用することを前提として、アウトカム等も踏まえて業務にプライオリティ付けを行い、プライオリティの低い業務については廃止する判断も必要であると考えられます。

(5) 技術や社会・経済情勢の変化に対応した将来の取組の模索（フイージビリティスタディ（F/S）の実施など）

上述のように、技術や社会・経済は日々変化しており、現在の見通しが継続するとは限らないため、NITE に求められるミッションも同様に日々変化していると考えべきであり、こうした変化に柔軟に対応していくためには、将来的に新たな取組が必要となる可能性のある案件について、例えば、フイージビリティスタディ（F/S）を積極的に実施するなど、常に情報収集のアンテナを高く維持しつつ、業務が実施されていることが求められます。

次に、4年後のNITEの全体像を踏まえて、現状のNITEの5分野・支所及びマネジメント分野など、それぞれの分野の中期方針を示します。

5. 製品安全分野

【基幹目標】

消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。

(1) これまでの製品安全分野の取組と課題

製品安全分野では、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故や事故情報収集制度に基づく重大製品事故以外の事故（非重大製品事故）の事故原因究明調査を実施しており、調査結果を経済産業省へ報告することで、製造事業者等によるリコールの実施など個別の事故の再発防止に活用されるだけでなく、技術基準省令や安全規格の見直しにも利用されるなど、技術面から積極的に、より安全な製品設計に生かされるように貢献してまいりました。

製品事故の再発・未然防止に資する情報は、企業、消費者、業界団体へ積極的に提供しております。企業や業界団体に対しては、業務報告会、NITE 講座等を通じて技術情報を提供し、消費者に対しては、社会的に関心が高い製品や誤った使い方によって事故が多く発生している製品について、プレスリリースを毎月開催することによって、正しい使用方法の啓発に努めております。

特に、プレスリリースでは、NITE 独自の製品事故の再現映像を提供することにより、テレビ等のマスメディアにも多数取り上げられる結果となり、消費者への効果的な安全啓発に繋がってきたといえます。

国際的には、米国、欧州、中国、台湾等の海外関係機関と連携し、製品リコール情報や製品安全施策などの情報を共有するほか、海外関係機関への技術セミナーや人材交流を実施し、我が国に輸入される製品の安全性向上と安全性の低い製品の流通防止に貢献しております。

近年、NITE の事故受付件数は減少傾向にありますが、重篤な事故は依然として存在することから、重篤な事故を未然に防止するため、個別企業や業界団体との連携を深めている状況です。

また、IoT 技術が取り入れられた製品の普及が想定される中で、これらの製品による製品事故の未然防止や再発防止が製品安全分野における今後の課題と考えております。

製品安全分野が有する強みは以下のとおりです。

- ① 約5万件の事故情報データと関連する調査資料に基づく事故原因究明ノウハウ
- ② 国内有数の各種装置・設備とそれを使いこなす技術
- ③ プレスリリース等で培った情報提供・公表の実績と経験
- ④ 予兆から事故発生に至るシナリオの作成とそれらをシステムで提供するノウハウ
- ⑤ 経済産業省製品安全規制当局、関連工業会との連携

(2) 製品安全分野の長期ビジョン 2030

事故原因究明から得られた技術及び価値ある情報を適切に伝えることで、事業者による製品安全の取組と消費者の安全意識の向上への支援を通じ、豊かなくらしに貢献する。

(3) 2021年に向けた製品安全分野の中期方針

現在、製品事故調査業務を中心とした制度構築と、事業者に対する製品事故情報や未然防止のための技術情報の提供による安全・安心のイノベーションの促進を両輪として、製品事故の少ない、消費生活用製品の製造、輸入事業の発展と、安全な国民生活の実現に貢献してまいります。

制度構築については、重大事故を減少させるための適切なアプローチ（非重大製品事故、ヒヤリ・ハット情報の収集強化、事故原因究明技術の強化、技術基準・規格等の整備等）を検討した上で重点的に実施いたします。

また、IoTなど新技術に伴うと想定される製品事故を未然に防止するための安全対策や原因究明に必要な調査・分析技術の開発を行い、NITEが主体的に経済産業省に働きかけ、政策に反映させてまいります。特に、IoT・AIを活用してリコール製品が家庭内にあることを所有者に知らせて、製品回収を効果的効率的に行う制度の構築を支援いたします。

安全・安心イノベーションの促進については、個別企業や業界団体が製品事故防止の取組を強化できるように、事故原因調査結果を積極的に提供してまいります。

また、個別企業や業界団体からのヒヤリ・ハット情報や誤使用・不注意情報を得る一方、NITEからはこれらの情報を活用して安全なモノづくりのための情報を提供するというような相互支援が可能となるネットワークの構築を検討いたします。

さらに、事業者における製品事故の未然防止に向けた取組を加速させるため、製造事業者・輸入事業者・流通事業者（インターネット販売を含む）が自ら保有するクレーム情報を分析し、予兆段階で事故を未然に防止するための情報が得られるツールの提供について検討を進めます。これらの取組で得られた知見は、法令による制度構築にも反映させ、総合的に製品安全の向上を図ります。

国際的には、海外関係機関との連携を通じて、定期的なリコール情報、安全法令、規格・技術基準等の情報交換を行い、グローバルな製品安全の確保と輸入製品の安全性の向上を図ります。

国民に対しては、誤使用・不注意による事故防止のための情報やリコール情報の提供を強化いたします。テレビ・新聞などの従来のマスメディアに加え、YouTube や Twitter などのソーシャルメディアを活用し、幅広い世代にも安全意識を浸透させるような情報提供に取り組めます。その際、メッセージの明確化とわかりやすい再現映像をもって、国民にダイレクトに伝わる情報の提供に努めます。

6. 化学物質管理分野

【基幹目標】

(1) 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化を行い、事業者における健全な産業活動の推進を支援する。

(2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じて、環境の保全上の支障を未然に防止するとともに産業が健全で持続的に発展する方法で化学物質が使用、生産される社会の実現を目指す。

(1) これまでの化学物質分野の取組と課題

化学物質管理分野では、リスク評価やリスク管理を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを目指す国際目標（WSSD2020 目標）を踏まえ、これまで法令等の執行における技術的支援を実施しております。

化審法では、新規化学物質の審査・一般化学物質等のリスク評価に係る技術支援及び審議会資料作成・説明などを行っております。

また、経済産業省に対して効率的な運用のための改善案等を提案し、いくつか採用されております。2017 年 6 月に化審法が改正され、NITE には新しい運用への対応が求められております。

化管法では、全国の事業者から報告された環境排出量データ（PRTR データ）を国に代わって集計し、国の公表に貢献しております。

また、PRTR データをもとに推定した化学物質の大気中濃度を PRTR マップとして公表することによって、地方自治体や事業者等における化学物質管理の促進につながっております。

さらに、現在、対象物質の見直し等を含めた制度について検討が行われているところであり、NITE も議論に参画するとともに必要に応じ新しい運用に対応していく必要があります。

化兵法では、我が国の化学工場に対する化学兵器禁止機関（OPCW）による検査に対応しております。

また、経済産業省に対して検査の効率化を提案し、いくつか採用されております。

事業者に対しては、化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）により化学物質の法

規制情報や安全性情報を提供しており、化審法等に関する情報収集に不可欠なデータベースとして多くのアクセスを得ております。

経済協力開発機構（OECD）における国際的な化学物質安全に係る活動についても積極的に参加し、情報収集や提案を行うとともに、国内への適切な情報提供方法等について継続的に検討する必要があります。

国民に対する情報提供としては、化学物質のリスクに関する概念を一般向けに説明したパンフレットをホームページ上で公開し、NITE の講演等でも配布しております。今後もその考え方を国民に浸透させる取組を行っていく必要があります。

化学物質管理分野が有する強みは以下のとおりです。

- ① 化学物質の安全性評価、リスク評価に関する技術的知見
- ② 化審法・化管法に基づく全ての申出、届出情報の集約
- ③ 化学物質の法令等に関するデータベース（NITE-CHRIP、AJCSD⁷、J-CHECK⁸）
- ④ 立入検査等により蓄積した生産・廃棄プロセス等の環境排出に関する技術的知見
- ⑤ 化学物質の名称を付与する技術

(2) 長期ビジョン 2030

化学物質のライフサイクルに応じた管理を視野に、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、新たな評価技術を駆使し、価値ある情報を発信することで、リスクガバナンスの形成と持続的成長に貢献する。

(3) 2021 年に向けた化学物質管理分野の中期方針

安全性を確保しながら適正なコストで化学物質管理を行うための制度構築と、これまで蓄積してきたデータ、ツール等を活用した製品開発等のイノベーション促進支援を両輪とし、化学産業のさらなる発展と、安全・安心な国民生活の実現に貢献してまいります。

制度構築については、引き続き、化審法、化管法及び化兵法等の法執行を支援してまいります。特に、化審法においては、2017 年の法改正後の新しい運用に対応してまいります。

また、各法執行支援業務で得られた知見、技術、情報を有効活用し、例えば、構造活性相関（QSAR⁹）など動物実験に代わる新たな安全性評価方法の活用及び導入促進など、安全

⁷ 「AJCSD」：日 ASEAN 化学物質管理データベース（ASEAN-Japan Chemical Safety Database）の略称。

⁸ 「J-CHECK」：化審法データベース（Japan Chemicals Collaborative Knowledge database）の略称。

⁹ 「QSAR」：物理化学的性状や生分解性、生物濃縮性、毒性などについて、化学物質の部分構造との関係を定量的に明らかにすることで、化学構造からそれらを予測する手法。

性を確保しながら適正なコストで化学物質の管理を進める方策について、経済産業省に積極的に働きかけてまいります。化管法では、自治体等と連携して PRTR データの活用を進めるとともに、対象物質の見直しにおける新しい対象物質の届出が滞りなく行えるよう行政及び事業者を支援してまいります。

イノベーションの促進については、個別企業や業界団体に対して QSAR 等の活用などを具体的に働きかけ、企業におけるより安全な化学物質の開発や管理に貢献いたします。

国際関連業務としては、日本企業が国内外で事業を円滑に行えるよう、化学物質の国内の規制に関する情報、海外の規制に関する情報の収集及び提供を行っております。特に、アジア諸国においては、ASEAN 各国の化学物質規制情報、安全情報等を掲載したデータベース（AJCSD）を運用し、その活用に関するフィードバックを ASEAN 各国や企業から受け、適切な情報提供方法等について継続的に検討してまいります。

国民に対しては、化学物質の安全管理についてわかりやすい言葉で説明することを心がけます。

7. バイオテクノロジー分野

【基幹目標】

生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において新たに講ずべき具体的施策として位置づけられた革新的なバイオ技術を活用した新産業創出・循環型社会の実現を支援し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する

(1) これまでのバイオテクノロジー分野の取組と課題

バイオテクノロジー分野は、これまで知的基盤整備事業として微生物の収集・保存・提供業務を実施し、現在では保有株数が約 9 万株、提供株数も年間約 1 万株と世界トップクラスで、日本を代表する生物遺伝資源機関となりました。

しかし、NITE からの微生物株の提供株数はここ数年ほぼ横ばいとなっており、日本国内全体の微生物資源の利用件数も年間約 3 千件と頭打ちになっていることから、整備した微生物資源を産業に活用するためには新たなユーザや利用方法の開拓が必要であると考えております。

技術動向としては、計測技術の発展により、メタゲノム¹⁰、メタボローム¹¹等得られるデータが多様化・低コスト化され、膨大なデータが蓄積されるようになってきております。

また、膨大なデータから、AI やシミュレーション等のバイオインフォマティクス¹²技術を用いて、ゲノム配列と生物機能の関係解明が進みゲノムデザインが可能になるとともに、ゲノム編集技術の登場により、デザイン通りに生物機能を合成し、発現させることが可能になってきております。これらの技術の進歩により、これまで利用し得なかった潜在的な生物機能を引き出し、産業利用することが期待されております。

これらの動向を踏まえ、近年、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）や経済産業省の政策動向として生物から得られるビッグデータの蓄積とそれを活用した技術の開発、企業間協調や研究開発エコシステムの構築による新たなバイオ産業の創出等を求めるようになってきております。

このような状況において、これまでの知的基盤として整備されてきた NITE が提供する微生物株についても、その利用用途に応じて、公共財として誰もがその情報にアクセスでき、微生物を入手できる「オープンアクセス」であるべきものと、企業や業界団体の優先的な

¹⁰ 「メタゲノム」：環境中に生息する微生物を取り出すことなく、直接ゲノム DNA を抽出して網羅的に解析する手法。

¹¹ 「メタボローム」：生物の組織内に存在するタンパク質や酵素が作り出す代謝物質の総称。

¹² 「バイオインフォマティクス」：生物情報学。生物にまつわるデータを使い、情報を解析することで生物の持つ原理や機能を明らかにする学問および技術。

開発を認めることでさらなる産業への活用を進める「クローズドアクセス」を可能とすべきものがあるのではないかという考え方が見られるようになってまいりました。

法執行支援業務では、NITE は遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づく立入検査及び大臣確認申請の審査支援を実施しており、カルタヘナ法の施行以来経済産業省が所管する範囲において14年間遺伝子組換え生物による事故等も発生していない状況となっております。

また、NITE から積極的に経済産業省に働きかけ、安全性を担保した上で申請手続きの合理化を図るなどの運用改善を行っておりますが、事業者からはさらなる手続きの効率化について検討を求める声もあります。

国際業務としては、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供するため、主にアジア諸国との協力体制を構築し、海外の微生物の探索や移転、人材育成などの活動により、海外の微生物へのアクセスが円滑に行えるよう、制度構築・運用を行ってまいりました。最近の動向としては、2017年に批准した生物多様性条約名古屋議定書と、批准に伴い、施行された当該議定書に対応した国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」により、海外の微生物の国内での利用について、利用者は当該指針を遵守することが求められるようになったところです。

個別企業や業界団体に対しては、これまでの業務により蓄積してきた技術、知見、資源、情報を活かし、企業や公設試験研究機関等との連携による微生物を活用した製品開発やイノベーションを支援する活動も展開しております。これにより、関連する企業で製品化されるなど個々の事業としては目に見える成果が現れつつありますが、その成果や得られた技術、知見等について、業界や社会に対して広く還元することが今後の課題であると考えております。さらに、バイオテクノロジーにより発展した高度生体分子解析技術等は安全や信頼性の確保にも活用しており、高度生体分子解析技術は、製品事故の原因究明や獣毛繊維の鑑別等技術の標準化等により、業界や社会（国民）に対しても大きく貢献していると考えております。

国民に対しては、バイオテクノロジーセンター（木更津市）において小・中学生に対する教室の開催や、高校生・大学生に対する見学対応などを多数個別に行っておりますが、今後はソーシャルメディア等により広く国民に対してバイオテクノロジー分野の成果や存在意義をアピールする活動も必要であると考えております。

バイオテクノロジー分野が有する強みは以下のとおりです。

- ①約 9 万株の微生物収集・保存（世界有数規模）
- ②多種多様な微生物を分離、培養、保存、同定できる技術
- ③ゲノム¹³解析・プロテオーム¹⁴解析等の高度生体分子解析技術
- ④カルタヘナ法・特許法等の法令等に関する対応
- ⑤アジア諸国との友好的関係

(2) 長期ビジョン 2030

バイオテクノロジーと生物資源の利活用に関し、国際的な課題への対応及び事業者との連携を通じて、産業の発展とリスクガバナンスの形成を推進し、人々の健康と豊かな社会創りに貢献する。

(3) 2021 年に向けたバイオテクノロジー分野の中期方針

微生物の安全かつ有効な利活用を促進するための制度構築と、これまで蓄積してきた技術、知見、資源、情報を活用したイノベーションの促進支援を両輪とし、微生物資源を活用したバイオ産業のさらなる発展と、安全・安心な国民生活の実現に貢献してまいります。

制度構築については、NITE の保有微生物資源について情報提供の効率化と利用の促進、利用成果の収集を検討いたします。具体的には、我が国の生物資源を有効活用するため、未来投資戦略 2017 に基づき、生物資源データを集約した横断的データベースを整備していくとともに、微生物資源について期間を限定した優先使用を認める提供制度や、提供した微生物を活用して得られた成果等が把握できる仕組みを検討いたします。

また、カルタヘナ法執行支援業務については、遺伝子組換え生物の鉱工業利用における安全性確保と利便性向上のため、NITE の評価技術を活かし、引き続き、規制と企業活動の推進を踏まえた制度合理化を図ります。

さらに、生物多様性条約への対応については、これまで構築してきた各国とのネットワークを活用し、各国との間で微生物の相互移転及び商業化も含めた利用が円滑に行えるよう、各国の法整備、国内措置情報の収集を行い業界団体等への発信を行うとともに、微生物の国内取得書類の書類発出などの取組を実施いたします。

イノベーションの促進支援については、引き続き、NITE の技術、知見を発展させ、個別

¹³ 「ゲノム」：一個の生物の持つ全ての遺伝情報。

¹⁴ 「プロテオーム」：細胞内で発現している（発現する可能性をもつ）全タンパク質。

企業や業界団体に積極的に働きかけながらスマートセル¹⁵インダストリー等新規産業の創成、健全な産業発展のための技術等の標準化、構築した制度の普及を促進していくとともに、製品事故の原因究明等、他分野や社会的要請にも応えてまいります。

また、企業、公設試験研究機関等との連携事業により得られた技術、情報、スキーム等については、効率的かつ持続的に広く業界、社会に還元してまいります。

これらの取組は、個別企業や業界団体の実態や取組を踏まえつつ、経済産業省や各国の関係機関に働きかけ、政策や横断的データベース等の制度構築に反映させながら進めることにより、さらなるイノベーション促進に貢献すると考えております。

国民に対しては、新たなユーザの獲得も視野に入れ、これまでの成果を活用し、産業界における微生物の重要性やNITEの存在意義を広くアピールするとともに、微生物を取り扱う技術などが必要とされるコンテンツについて、ソーシャルメディアなど広く国民がアクセスしやすい媒体を通じて解りやすく紹介し、普及を図ります。

¹⁵ 「スマートセル」：高度に機能がデザインされ、機能の発現が制御された生物細胞。

8. 適合性認定分野

【基幹目標】

製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。

(1) これまでの適合性認定分野の取組と課題

これまでの適合性認定分野の取組としては、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）などの法律に基づく認定制度を適正に運用しており、新たなニーズにも対応しております。

また、これら法律でカバーできない認定ニーズについては、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）により適確に対応しており、例えば、鉄道信号システムのように国際ビジネスの推進に関するものでも実績を上げております。

こうした取組の結果、認定事業所の数は、2016年度末時点で、JNLAで226事業所、JCSSで261事業所となっております。これらに計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）やASNITEの事業所を含めると、全体では684事業所となっており、2011年度末以降、新規参入事業者と撤退する事業者とが均衡し、ほぼ横ばいで推移しております。また、これら事業所が発行する各認定制度に基づく証明書の発行件数もほぼ横ばいで推移しております。

これら証明書が海外でも活用できるようにするため、国際相互承認取決を維持する活動も行っております。

一方、課題としては、経済のグローバル化に伴う国際的な取引の増加や、新技術・新製品の国内外での普及において、第三者による認証・認定が活用される場面が増える中、引き続きそうした新規認定ニーズそのものへの対応を図るとともに、認定による社会・経済への具体的な影響という面についても個別企業や業界団体から十分な情報を収集し、今後の新たな取組に反映していく必要があります。

また、こうした新たな認定ニーズへの対応を図るために、審査員の確保や育成の方法について検討、手当をしていく必要があります。

これら認定業務を行う中、国民に対する情報発信は、認定という身近にない分野であることも相まって十分ではなく、今後どのように情報発信を行うかについても検討する必要があります。

こうした状況にあって、適合性認定分野が有する強みは以下のとおりです。

- ① 国との関係が強い中立的な公的機関であって、国内外の関係機関との連携が容易
- ② 国際的な認定・認証（関連する標準／規格）の活動への取組が容易

(2) 長期ビジョン 2030

グローバルな認定及び信頼ある適合性評価基盤の創出を通じ、日本の製品・技術に付加価値を与え、新たな市場への展開を推進する。

(3) 2021 年に向けた適合性認定分野の中期方針

「認定事業者やその顧客等に対する認定制度の利用拡大に向けた取組を通じた社会における認定の活用の促進」と、「認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援による認証ビジネスや企業の海外展開の支援」を両輪とし、認定・認証制度を活かした安全・安心な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展に貢献してまいります。

この達成に向け、まず、認定制度を適確に運営して制度の信頼性を確保いたします。その運営の基礎となる認定審査等を行う人材の育成について、具体的計画のもと効率的に進めます。

「認定事業者やその顧客等に対する認定制度の利用拡大に向けた取組」については、企業や認証機関等における認定・認証制度の構築・活用に関する知見を提供いたします。そのために、個別企業や業界団体における国際標準化の動向も視野に認定・認証の活用についてのニーズ把握を進めるとともに、重要な製品・サービスについては、より積極的かつ具体的にその認定・認証制度の活用を働きかけてまいります。

その結果、新たな制度構築が求められる場合には、制度の有効性や認定・認証制度のあり方について検討・構築するとともに、必要に応じて行政に向けて法制度の改正や政策立案を働きかけてまいります。

なお、重要な製品・サービスに対して認定・認証制度の構築や認定業務などを新たに提供していくにあたっては、外部技術専門家の有効活用、既存の認定業務を含めたりソースの再配分、審査プロセス等の合理化等、制約のある予算と人員で有効なパフォーマンスを実現するための方策を検討してまいります。その際、フィージビリティスタディ（F/S）等によって民間の認定機関への移管が適する認定業務がある場合は、それも一つの選択肢として検討いたします。

また、国民に対しては、認定・認証制度が国民の安全・安心に貢献していることを理解できるように積極的に広報を行ってまいります。

「認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援による認証ビジネスや企業の海

外展開の支援」については、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、その枠組みの運営を支援するため、人材の派遣を行ってまいります。

9. 国際評価技術分野

【基幹目標】

大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に位置づけられた蓄電池に関する重要業績評価指標である「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に 5,000 億円」の達成に貢献する。

(1) これまでの国際評価技術分野の取組と課題

2015 年度から業務を開始した国際評価技術分野は、最も新しい組織であり、新たな分野／技術において、先進的な技術・知見等を活用した国際標準の提案、認証基盤の整備、試験評価技術の開発等を行っております。

日本再興戦略（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や標準化官民戦略（平成 26 年 5 月 15 日策定）といった国家戦略において、大型蓄電池システムやファインバブルの国際標準開発、標準化後の規格を認証する仕組みの整備等の推進が掲げられていることを踏まえ、主にこれらを推進することが必要と考えております。

①大型蓄電池システム

大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に不可欠な新しい製品であり、市場がこれから形成される領域です。

2016 年に大型蓄電池システム試験・評価施設（NLAB）の稼働を開始いたしました。現在、多くの顧客から試験依頼を受け、実用化につながった事例も生まれていることから、個別企業や業界団体のイノベーションを促進するモデル的な取組となっております。

また、この施設を活用した大型蓄電池システムに関する安全性の国際標準開発を関係企業・機関と進めるとともに、認証機関との協力により標準を認証する体制の構築を進めるなど、新技術の市場開拓に向けて国際標準の提案、認証基盤の整備・試験評価技術の開発を三位一体で進めることが必要と考えております。

②ファインバブル

ファインバブル（直径が 100 μm 未満の微小な気泡）は、日本が先行する技術として、すでに農業・半導体・洗浄等で活用されておりますが、その定義や測定方法がまさに確立されようとしている領域です。

これまでにファインバブルの粒径や個数濃度に関する測定法の確立や国際標準の提案を

実施しております。

また、業界団体が行う認証制度構築の支援を併せて実施し、ファインバブル技術の普及に貢献しております。今後ともこれらの取組が必要と考えております。

③電力安全

電力安全業務は、電力システム改革後を見据えた電気保安水準の維持・向上を目指す経済産業省の政策の下、将来的に経済産業省を技術面から支える機関（技術支援機関）となることが期待されております。まずは、私たちが製品安全分野で培った知見を活かし、電気設備の事故情報の整理、分析に取り組むことが必要と考えております。

このように、国際評価技術分野としての歴史は浅いですが、メーカー、試験所、研究所などから大勢の出向者等が参画しており、多様性のある、柔軟なマネジメントができる体制にあることと、また、大型蓄電池システム試験・評価施設（NLAB）のように第三者の立場から試験・評価を行う機関として認証機関、試験機関と連携して新市場開拓を行うというこれまでにない取組が実現されていることが私たちの強みといえます。

(2) 2021年に向けた国際技術評価本部の中期方針

引き続き、大型蓄電池システム、ファインバブル及び電力安全の3つについて、先進的な技術・知見等を活用した国際標準の提案、認証基盤の整備・試験評価技術の開発を行い、新たな市場の発展に伴う安全確保も含め、市場の健全な発展と安全・安心な国民生活の実現に貢献してまいります。

①大型蓄電池システム

制度構築では、今後、大型蓄電池システムが徐々に普及していくことを踏まえ、長期信頼性に関する国際標準開発にも取り組んでまいります。

また、大型蓄電池システムの安全性に関する標準開発が世界各国いろいろなレベルで検討されていることを踏まえ、認証機関との協力によりこれら標準を認証するための試験を国内で実施できる体制の構築を進めてまいります。

イノベーションの促進支援では、大型蓄電池システム試験・評価施設（NLAB）を活用し、民間ではできないような試験や将来的に制定される規格に基づいた試験を積極的に受け入れてまいります。

②ファインバブル

制度構築では、引き続き、国際標準の提案や業界団体が行う認証制度構築の支援を実施し、ファインバブル技術の普及に貢献してまいります。

イノベーションの促進支援では、ファインバブルの特性に関する試験評価技術の開発を進め、民間におけるファインバブルの応用研究を支援してまいります。

③電力安全

制度構築では、行政における事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化が実現できるよう、電気設備に関する事故情報を整理、分析、公表するための情報システムを開発いたします。

また、蓄積した情報を基に、電気保安の水準を維持・向上するために必要な施策を行政に対して提案してまいります。

10. 支所における業務

(1) これまでの支所の取組と課題

2001年の独立行政法人化後、支所は、主に地域における製品安全分野の業務を行ってまいりました。製品事故情報収集・調査・分析業務では、各地域の警察・消防・自治体生活部署・消費生活センター等と密接な関係を維持してきており、製品安全業務を下支えする重要な役割を果たしております。そのうち、中部支所・北陸支所・九州支所は機能支所¹⁶として、それぞれの担当技術分野毎に試験設備を整備して技術を蓄積するなど、製品安全分野における技術的基盤の役割も担っております。

取り分け、中部支所では認定事務所を置いているほか、東北支所ではNBRCの生物遺伝資源のバックアップ施設としての役割も担っております。大阪事業所ではバイオテクノロジー分野のニーズ収集や情報提供等のための拠点を設けるとともに、化学兵器の国際機関検査等の立会い・立入検査の業務も行っております。

さらに、2016年度から組織制度等を整備することにより、支所がNITE全体の窓口として、各分野の業務内容に関する情報を提供するとともに、個々の業務についても依頼をすることが可能となりました。

広報の観点では、製品安全分野では、毎月の本所におけるプレス発表の内容に加えて、各支所では、地域のデータなど独自のコンテンツを加えてメディアに対して情報提供を行っております。この結果、地域のテレビ・新聞等において、それぞれの場所に適した報道がなされるなどNITEの広報で大きな役割を果たしております。

今後は、これらの業務での役割を果たしつつ、新たに支所の担うべき役割について検討していく必要があると考えております。

(2) 2021年に向けた支所の中期方針

支所は、NITE業務の全国展開を図る上での地域拠点として、経済産業省（経済産業局）、地方自治体、公設試験研究機関、地域の地元企業や業界団体等の組織からの各種ニーズや要望等の受け皿であるとともに、それらに応じた迅速かつ適切な対応を実践する役割を担っていくことが期待されております。

このため、NITEの広報活動として、常日頃から、これら地域組織との情報交換や人材交流等を充実させるなど、これまで以上に緊密な連携体制を構築していく必要があります。

また、これまでの継続業務（例えば、製品安全分野における製品事故情報の収集・分析

¹⁶ 機能支所：製品安全分野業務において、他の支所に比べ特化した技術を持つ支所。北陸支所（化学分野）・中部支所（電気分野）・九州支所（機械分野）がこれにあたる。

等)については、社会情勢の変化などを踏まえた不断の検証を行いつつ、必要に応じた業務の取捨選択により、支所としての業務の効率化を図ります。

さらに電力安全業務では、電気設備に関する事故が全国各地で発生する現状を踏まえ、経済産業省（経済産業局）や産業保安監督部における役割分担等を念頭に置きつつ、必要に応じて、支所も関連する業務を連携し実施することで、技術支援機関としての機能強化を図ります。

1 1. マネジメント（NITE の組織運営）

(1) これまでのマネジメントの取組と課題

NITE は、これまでもマネジメントに関する様々な取組を自主的に実施してまいりました。他の行政機関と比較しても IT 化や情報セキュリティ対策等を進めるとともに、ワークライフバランスの充実を図ってまいりました。

加えて、適正な業務執行のみならず、NITE の将来像を議論するための技術戦略室の設置や、長期ビジョンの検討、部門間連携の推進など、独立行政法人としては先進的な取組も行ってまいりました。

NITE ではこうした取組を発展させていくために、最終的に自らの業務が社会・経済に与える影響度などをしっかりと把握した上で、制度構築やイノベーション促進等の支援可能な業務を提案・実施することが必要と考えております。

また、継続業務に対する PDCA を回すことによる業務の適正性を常に検証するなど、NITE 全体としての合理化・最適化に向けた取組・マネジメントを行っていく必要があると考えております。

(2) 2021 年に向けたマネジメント分野の中期方針

NITE 及び各分野の中期方針を達成するためには、新たなルール作りや見直しなどの制度構築を行っていくこと不可欠であります。それに加え、その活動の源泉となる、組織風土や職員の意識を改革するイノベーション（価値創造）と一体的に取り組むことにより、NITE の人材、予算、資産、情報（技術も含む）を最大限に活用できるよう、組織をマネジメントしてまいります。

具体的には、NITE 全体における、日常業務の改善から新規事業まで、職員がアイデアを提案しやすい環境を設けるとともに、当該アイデアをより良い形で具現化できるよう、提案内容の検討・ニーズ調査・F/S を実施するなど、職員が様々な課題に対して、能動的かつ積極的に取組める風土づくりをしてまいります。

また、積極的な業務改善を推進する体制整備のために、業務の見える化やアウトカムを意識した計画及び改善ができる仕組み作りを促進するとともに、研修によるコミュニケーション能力の向上、交流ツールの積極的な活用、分野間・課題間の交流会の実施などを通じて、様々な業務との連携・協調、知見・技術の共有・活用を、組織一体的にすすめられるような風土づくりを目指してまいります。

12. おわりに

毎年度の事業計画を作成する際、本中期方針に示された内容を踏まえて議論を行い、事業計画に反映させていくことが重要と考えております。

このため、その議論の過程において、本中期方針に関する見直しが必要なものについては、適宜修正を行い、実態にあった適切なものとしてまいります。